

小金井市議会基本条例 検証結果報告書

令和6（2024）年11月

小金井市議会 議会基本条例検証協議会

【目次】

1 はじめに	2
2 検証の取組状況について	3
3 検証方法について	3
4 検証結果について	8
5 むすびに	17

1. はじめに

平成28年(2016年)8月に制定した小金井市議会基本条例(以下「条例」という。)は、小金井市議会(以下「議会」という。)の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする条例で、前文と8章25条の本則及び付則で構成される本市議会の最高規範である。

第24条の逐条解説には、「この条例が、目的を達成しているか否かを議会運営委員会で検証することとし、検証する時期については、定期的に行う検証と事態の変化に応じて必要に応じた検証を行うこと」が定められており、令和2年12月に小金井市議会基本条例検証結果報告書(以下「第1次検証結果報告書」とする)を初めて策定した。その結果も踏まえて活動してきた令和3年(2021年)3月の市議会改選後の任期においても検証を行うものである。

本協議会では、条例に規定された各条文を検証し、議会自らが行う活動が条文の目的を達成しているのか議論を重ね、その検証結果がまとまったため、委員の総意により協議会として結果をここに報告するものである。

2. 検証の取組状況について

議会運営委員会において、令和5年（2023年）6月9日から、どのように検証を行っていくかの協議を開始した。

第1次検証結果報告書における申し送り事項2項目に加えて、条例第24条に基づき、各条項の目的が達成されていないと考える会派意見を集約した18項目全てを検証項目（以下「検証項目」とする）として、令和5年（2023年）10月31日に議会基本条例検証協議会を設置して、具体的な協議を行うこととした。

No.	開催日	協議内容
1	令和5年(2023年)11月16日	1 スケジュール及び進め方について 2 検証内容（検証項目）について (1) 第1次検証結果報告書の申し送り事項の協議 (2) 会派提案による検証項目の協議
2	令和5年(2023年)12月8日	1 検証項目の協議について
3	令和6年(2024年)1月22日	1 検証項目の協議について
4	令和6年(2024年)3月7日	1 検証項目の協議について
5	令和6年(2024年)4月15日	1 検証項目の協議について
6	令和6年(2024年)6月12日	1 検証項目の協議について
7	令和6年(2024年)7月25日	1 検証項目の協議について
8	令和6年(2024年)9月11日	1 検証項目の協議について 2 会派総括意見について 3 議会基本条例検証結果報告書（案）について
9	令和6年(2024年)11月21日	1 議会基本条例検証結果報告書（案）について 2 協議結果及び協議の終了について

3. 検証方法について

(1) スケジュールについて

協議は令和6年第3回定例会までとすることを確認した。

(2) 検証内容について

議会運営委員会において、第1次検証結果報告書における申し送り事項2項目に加えて、条例第24条に基づき、各会派から意見集約した18項目とすることを確認した。

(3) 議会基本条例検証の協議報告書の作成について

協議の経過が把握できるよう提案会派が議会改革の協議報告書に準じて協議内容を作成することとした。

(4) 協議する検証項目について

ア 第1次検証結果報告書からの申送り事項

No.	章	条・項	課題
①	第1章 総則	第3条 (議会の活動原則)	第1次検証結果報告書において「第3条の逐条解説を今回変更したが、本来対応する条例本文の変更も検討すべきとの意見もあった。条例の変更も議論を行ったが、一致に至らなかったため、今後の検討課題とする。」との申送りがあった。
②	第3章 市民と議会の関係	第11条 (広報活動及び広聴活動)	第1次検証結果報告書において第11条第1項「広聴活動の充実に努めなければならない。」及び、逐条解説②「なお、広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議していきます。」について「論点整理を行い、次期に申し送ることとする。」との申し送りがあった。

イ 各会派から意見集約した18項目

No.	章	条・項	課題
1	前文		「議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、・・・市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。」 「地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、・・・より充実強化しなければなりません。」 西岡前市長による公立保育園廃園条例の専決処分は、この前文に真っ向から対立するものではなかったか。そして、専決処分が不承認になっているにも関わらず、廃園廃止条例を否決することは、やはり、この前文にそぐわない対応だったのではないか。改めて検証が必要である。
2	前文		「公開の場で効率的な議論を尽くすことにより・・・その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。」との記載があるが、論点が不明確で、議論がわかりにくい、との市民の声がある。住民福祉の向上のための、市民にとってわかりやすい効率的な議論になっているのか。
3	第2章 議会及び議員の活動原則	第4条 第1項 (議論及び討議の保障)	「その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。」とする上で、合理的配慮の必要性が書かれていない。

No.	章	条	課題
4	第2章 議会及び 議員の活 動原則	第4条 第1項 (議論及び 討議の保障)	「その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。」について、大幅な時間を延長しての会議の中で、全体の会議時間を考慮しながら発言を我慢している質問者がいるとすると、この項目が達成されているとは言い難い。運用の確認及び必要に応じて逐条解説の修正も検討したい。参考：会議規則第9条（会議時間は、午前10時から午後5時までとする）
5	第2章 議会及び 議員の活 動原則	第4条 第2項 (議論及び 討議の保障)	議員間討議については、規定のとおり活かせていない。合意形成を図るためにはどのような場面で活用すべきか、議論が必要ではないか。
6	第2章 議会及び 議員の活 動原則	第6条 (災害時の 対応)	「『小金井市議会災害時対応マニュアル』を定めています。」の部分については、「小金井市議会BCP（業務継続計画）」へ変更が必要である。
7	第2章 議会及び 議員の活 動原則	第7条 (会派)	「会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以内。」合理的配慮の上で変更点がある。 <逐条解説の修正案（下線部を追加）> ④議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議(会派間の協議を行う場)への全会派の出席、本会議及び委員会での発言機会(会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以内。 <u>なお、合理的配慮の観点から1時間以内に限らず必要な対応を行う。委員会では会派の人数による時間制限は設けていないなど</u>)において、会派の構成人数で不平等が生じないように定めています。
8	第3章 市民と議 会の関係	第9条 第1項 (市民の声 を反映させ る議会)	委員会で市民との意見交換の場を設けることができるとされているが、実際には行われていない。活用できるように具体的な運用についての検討が必要だと思う。また、条文上も「議員は」を「議会は」もしくは「及び議会は」などとして議会として市民の意見を聴くことをより明確にしたほうがいいのではないかと。

No.	章	条・項	課題
9	第3章 市民と議 会の関係	第10条 (公聴会制 度及び参考 人制度を活 用する議会)	参考人招致については、条例では「積極的に活用するよう努める」とされている。この規定がどうかされたのかを検証するに当たって、前市長が専決処分を行い、議会が決めた参考人招致を実施できなくしたことについて、議会として何らかの意思表示をする必要があると考える。市長の活動を制約する内容は規定しないことが基本であるが、市長にも議会基本条例を尊重する必要があるため、検証に位置付ける必要がある。
10	第4章 市長と議 会の関係	第13条 (市長と議 会の関係)	市長は誠実な説明をしているか。議会で議論するために、これらについて市長は誠実な説明をしているかの検証が必要。例として、西岡前市長の廃園方針については議会でも市民に対しても説明不十分であり、示された財政効果の積算根拠にも疑義が生じた。また白井市長になってからの教育メタバース事業については、全く説明がない。
11	第4章 市長と議 会の関係	第13条 (市長と議 会の関係)	資料要求が部局の負担になっているとの声を聴く。調査のために必要な資料の要求は当然であるが、「引き続き協議する」とはどのような場で協議されてきたのか、検証作業の中で確認したい。
12	第4章 市長と議 会の関係	第14条 (市長報告)	重要事項や市の重要方針について、新たな内容や改定など市長報告するよう逐条解説等で整理する。
13	第4章 市長と議 会の関係	第15条 (全員協議 会)	全員協議会の開催の判断は議長に委ねられているが、市長からの申し出、議員からの開催の要請などがあった場合により、それらを尊重して開催できるように条文または逐条解説を整理する。
14	第5章 政策立案 に関する 調査及び 研修	第17条 第2項 (調査及び 政策立案)	第1号～第4号の各号については、実施状況を検証する必要がある。それぞれの項目について実施がされていないため、なぜ実施しなかったのか、どのような場合に行うべきだったのかといった分析を行い、有効な議会活動に活用できるよう、検証する必要あり。
15	第5章 政策立案 に関する 調査及び 研修	第17条 第2項 (調査及び 政策立案)	第1号及び第2号については、今まで活用されなかったことを検証し、活用できるようにするための何らかの方策を検討する必要がある。

No.	章	条・項	課題
16	第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	<p>【小金井市議会の実績】 2023年に公聴会を開催したことを追記する。</p> <p><逐条解説の修正案(下線部を追加)> 【小金井市議会の実績】 平成24年度、<u>令和4年度</u>において、定数に関し公聴会を開催しています。</p>
17	第6章 議員の定数及び報酬	第21条 (議員定数)	<p>議員定数について、議論を重ねてきたが、何れの成果も出ていない。総務省提供の都市類型(令和2年度版)などから見ると全国の類似市における市議会定数の平均値は「23人」である。現在1欠の運用も問題がないことから、少なくとも1減について結論を出すべきではないか。</p>
18	第7章 条例に関する研修及び検証	第23条 (条例に関する研修)	<p>補欠選挙の後は、本条例に関する研修は行わないのか。</p>

4. 検証結果について

前文

小金井市民は、直接選挙によって、市議会議員と市長を市民の代表として選出しています。議会は合議制の議決機関であり、市長は独任制の執行機関です。

議会と市長は、それぞれが、二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を発揮し、市民福祉を増進させる責務を負っています。

議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で効率的な議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政の課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。

それらを実現するために、小金井市議会は、これまで市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動も認め合う議会を目指し、議会改革に努めてきました。地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化しなければなりません。

また、議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力、市民の負託に応えるための更なる自己研鑽(さん)が求められています。

小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここにその議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。

提案 NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
1	議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、・・・市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。」 「地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、・・・より充実強化しなければなりません。」 西岡前市長による公立保育園廃園条例の専決処分は、この前文に真っ向から対立するものではなかったか。そして、専決処分が不承認になっているにも関わらず、廃園廃止条例を否決することは、やはり、この前文にそぐわない対応だったのではないか。改めて検証が必要である。	各会派の意見を開陳し、不一致であったため協議を終了した。	無

2	<p>「公開の場で効率的な議論を尽くすことにより・・・その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。」との記載があるが、論点が不明確で、議論がわかりにくい、との市民の声がある。住民福祉の向上のための、市民にとってわかりやすい効率的な議論になっているのか。</p>	<p>協議の結果、前文の修正には至らず、市民に対して、わかりやすい議会になるよう、様々なツールを通じて改革を進めていくことを確認し、協議を終了した。</p>	無
---	--	--	---

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会の活動は、次に掲げる原則を基本とする。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うこと。
- (2) 公開性、公正性及び効率性をより一層確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言にいかし、市政に反映させるよう努めること。
- (4) 全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。
- (5) 議会の委員会条例、会議規則、要綱等を定め、活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

提案 NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
①	<p>第1次検証結果報告書において「第3条の逐条解説を今回変更したが、本来対応する条例本文の変更も検討すべきとの意見もあった。条例の変更も議論を行ったが、一致に至らなかったため、今後の検討課題とする。」との申送りがあった。</p>	<p>協議の結果、第3条の修正ではなく、以下のように新たに第4条を設けて、第4条は第5条として後方の条は繰り下げることを確認した。</p> <p><u>新第4条 議会は、全ての議員が個々の状況や特性を認め合い、議会活動できる環境整備に努める。</u></p> <p><u>2 議会は、多様性を尊重し、次に掲げる合理的な配慮を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 合理的な配慮を要する議員本人の意思を尊重した適切な対応</u></p> <p><u>(2) 市民の参加を妨げる社会的障壁等の除去</u></p>	有

(議論及び討議の保障)

第4条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。

2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができる。

提案NO.	課題	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
3	「その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。」とする上で、合理的配慮の必要性が書かれていない。	新設する第4条の逐条解説を以下のように記載することとした。 <u>① 全ての議員が、出産・育児・介護等と両立できるよう、また、年齢、多様な性の在り方、障がいの有無や程度、文化的な違い等を認め合い、議会活動ができる環境整備に努めます。</u> <u>② 合理的な配慮が必要な議員からの要望については、議会として協議し、合意を得て実施します。</u> <u>③ 請願・陳情、傍聴、要望活動等で議会に関わる市民に対しても、②の趣旨に沿った措置とします。</u> それに伴い、第3条の逐条解説①の付番、逐条解説②の全文を削除することとした。	有
4	「その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。」について、大幅な時間を延長しての会議の中で、全体の会議時間を考慮しながら発言を我慢している質問者がいるとすると、この項目が達成されているとは言い難い。運用の確認及び必要に応じて逐条解説の修正も検討したい。 参考：会議規則第9条(会議時間は、午前10時から午後5時までとする)	協議の結果、条項の修正には至らず、議員の発言に対して、ルールや時間制限を設けることはなじまないが、各議員が意識し、様々な手法等を用いることで、より効率的な質疑をしていくことを確認し、協議を終了した。	無

5	議員間討議については、規定のとおり活かしていない。合意形成を図るためにはどのような場面で活用すべきか、議論が必要ではないか。	協議の結果、条項の修正には至らず、どのような場面、方法で議員間討議ができるかの議論を深めていくことを確認し、協議を終了した。	無
---	--	--	---

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会としての確かつ迅速に対応するものとする。

提案NO.	課題	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
6	逐条解説「『 <u>小金井市議会災害時対応マニュアル</u> 』を定めています。」の部分については、「 <u>小金井市議会BCP(業務継続計画)</u> 」へ変更が必要である。	逐条解説を提案のとおり「『 <u>小金井市議会BCP(業務継続計画)</u> 』を定めています。」に修正することとした。	有

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

2 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする。

3 議員は、一人の場合においても、会派として届け出なければならない。

4 議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。

5 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

提案NO.	課題	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
7	「会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以内。」合理的配慮の上で変更点がある。 逐条解説の修正案(下線部を追加) ④議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議(会派間の協議を行う場)への全会派の出席、本会議及び委員会での発言機会(会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以	逐条解説を提案のとおり「 <u>なお、合理的配慮の観点から1時間以内に限らず必要な対応を行う。</u> 」を追記することとした。	有

	<p>内。なお、合理的配慮の観点から1時間以内に限らず必要な対応を行う。委員会では会派の人数による時間制限は設けていないなど)において、会派の構成人数で不平等が生じないように定めています。</p>		
--	--	--	--

第3章 市民と議会の関係

(市民の声を反映させる議会)

第9条 議会は市長から提案された議案について誠実に審議するものとし、議員は必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。

2 議会は、請願及び陳情について、次に掲げるところにより、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。

- (1) 請願者又は陳情者から申出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。
- (2) 請願又は陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けること。
- (3) 議員又は委員会は、条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けることができる。

提案NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正有無
8	<p>委員会で市民との意見交換の場を設けることができるとされているが、実際には行われていない。活用できるように具体的な運用についての検討が必要だと思う。また、条文上も「議員は」を「議会は」もしくは「及び議会は」などとして議会として市民の意見を聴くことをより明確にしたほうがいいのではないか。</p>	<p>各会派の意見を開陳し、不一致であったため協議を終了した。</p>	無

(公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)

第10条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

提案 NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
9	<p>参考人招致については、条例では「積極的に活用するよう努める」とされている。この規定がどうかされたのかを検証するに当たって、前市長が専決処分を行い、議会が決めた参考人招致を実施できなくしたことについて、議会として何らかの意思表示をする必要があると考える。市長の活動を制約する内容は規定しないことが基本であるが、市長にも議会基本条例を尊重する必要があるため、検証に位置付ける必要がある。</p>	<p>令和4年9月27日の厚生文教委員会において、小金井市立保育園条例の一部を改正する条例に関して、参考人招致の動議が提出され、賛成多数で可決した。しかし、市長が同年9月29日付で、本条例を専決処分したことにより、厚生文教委員会が決定した参考人招致は実施されなかった。</p> <p>これらについて、逐条解説に記載する提案があったが、記載は実際に実施したものに限定するべきとの意見があり、一致しなかったため逐条解説への記載はしないことで協議を終了した。</p> <p>また、逐条解説の「小金井市議会の実績」には、この間の公聴会の開催、参考人への意見聴取について、以下のとおり下線部を追記することとした。</p> <p>○公聴会 「水道料金の値上げに関するもの（昭和41年4月30日）」、「小金井市議会議員の定数削減に関するもの（平成24年5月29日）」、「<u>小金井市議会の議員定数に関するもの（令和5年1月22日）</u>」</p> <p>○参考人 「清里少年自然の家管理運営委託に係る検査（平成14年7月22日）」 「<u>市の高齢者福祉委託事業に係る個人情報の盗用について（令和2年9月15日）</u>」</p>	有

（広報活動及び広聴活動）

第11条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動及び広聴活動の充実を努めなければならない。

2 議会は、前項の規定を達成するため、体制整備に努めなければならない。

提案 NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
①	第1次検証結果報告書において、第11条第1項「広聴活動の充実に努めなければならない。」及び、逐条解説②「なお、広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議していきます。」については、「論点整理を行い、次期に申し送ることとする。」との申し送りがあった。	議会として、広聴活動を進めていくことで一致し、広報協議会を広報・広聴協議会に拡充することを確認した。また、この確認を本協議会の到達点とした。	有

第4章 市長と議会の関係

（市長と議会の関係）

第13条 議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。

2 議会は、市長の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて、監視し、及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 議会は、議案等の審議に当たって、市長に資料の提出又は情報の提供を求めることができる。

4 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。

5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を確認するため、市長が発言を求めた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。

提案 NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
10	市長は誠実な説明をしているか。議会で議論するために、これらについて市長は誠実な説明をしているかの検証が必要。例として、西岡前市長の廃園方針については議会でも市民に対しても説明不十分であり、示された財政効果の積算根拠にも疑義が生じた。また白井市長になってからの教育メタバース事業については、全く説明がない。	各会派の意見を開陳し、不一致であったため協議終了とした。	無

11	資料要求が部局の負担になっているとの声を聴く。調査のために必要な資料の要求は当然であるが、「引き続き協議する」とはどのような場で協議されてきたのか、検証作業の中で確認したい。	議会ハンドブック記載事項であるので、必要に応じて議会改革で提案することを確認した。	無
----	---	---	---

(市長報告)

第14条 議会は、市政の重要事項について、市長の報告を求めることができる。

提案NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正有無
12	重要事項や市の重要方針について、新たな内容や改定など市長報告するよう逐条解説等で整理する。	各会派の意見を開陳し、不一致であったため協議を終了した。	無

(全員協議会)

第15条 全員協議会は、議会の運営及び都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。

提案NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正有無
13	全員協議会の開催の判断は議長に委ねられているが、市長からの申し出、議員からの開催の要請などがあつた場合により、それらを尊重して開催できるように条文または逐条解説を整理する。	各会派の意見を開陳し、現行の逐条解説で支障がないことを確認し協議終了とした。	無

第5章 政策立案に関する調査及び研修

(調査及び政策立案)

第17条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。

2 議会は、前項に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。

- (1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。
- (2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること。
- (3) 必要な調査及び視察を実施すること。
- (4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。

提案 NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
14	第1号～第4号の各号については、実施状況を検証する必要がある。それぞれの項目について実施がされていないため、なぜ実施しなかったのか、どのような場合に行うべきだったのかといった分析を行い、有効な議会活動に活用できるよう、検証する必要がある。	協議の結果、条項の修正には至らず、第17条第2項に掲げる各制度を積極的に活用していくことを確認し、協議を終了した。	無
15	第1号及び第2号については、今まで活用されなかったことを検証し、活用できるようにするための何らかの方策を検討する必要がある。	協議の結果、条項の修正には至らず、第17条第2項に掲げる各制度を積極的に活用していくことを確認し、協議を終了した。	無

第6章 議員の定数及び報酬

（議員定数）

第21条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとする
ことを基本とし、小金井市議会議員定数条例(昭和26年条例第14号)により定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。

提案 NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
16	逐条解説の修正案（下線部を追加） 【小金井市議会の実績】 平成24年度、令和4年度において、定数に関し公聴会を開催しています。	逐条解説の【小金井市議会の実績】を提案のとおり下線部を追記することとした。 平成24年度、令和4年度において、定数に関し公聴会を開催しています。	有
17	議員定数について、議論を重ねてきたが、何れの成果も出ていない。総務省提供の都市類型（令和2年度版）などから見ると全国の類似市における市議会定数の平均値は「23人」である。現在1欠の運用も問題がないことから、少なくとも1減について結論を出すべきではないか。	各会派の意見を開陳し、議論は別の場で行うこととして協議を終了した。	無

第7章 条例に関する研修及び検証

(条例に関する研修)

第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

提案 NO.	課題	主な議論の内容と結論（改正点）	改正 有無
18	補欠選挙の後、本条例に関する研修は行わないのか。	条例第23条を「議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、 <u>議員の任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。</u> 」に修正することとした。また、逐条解説を「 <u>任期開始後の議員を対象に、速やかに、この条例に関する研修を実施し、この条例の理念を議員間で共有することを定めています。講師は、正副議長、正副議会運営委員長の4者で協議し、決定します。</u> 」に修正することとした。	有

5. むすびに

(1) この間の議会改革などの取組について

議会 改革	請願・陳情文書表をホームページで試行的に公開を開始 (令和3年第2回定例会から)
	請願・陳情の発言時間における合理的配慮として、委員会の許可により委員会協議会での15分を超える陳述を認めることを決定 (令和4年(2022年)5月)
	市議会の全ての会議で、議員個人が所有するパソコン等の持込みを試行から本格実施(議会運営委員会は先行して本格実施済) (令和4年(2022年)8月から)
	予算特別委員会・決算特別委員会の委員会資料のHP掲載を本格実施 (令和4年(2022年)9月から)
	出産・育児・介護等により議員本人から申出があった場合、17時以降の公務及び視察等を免除することを決定 (令和4年(2022年)9月)

	<p>タブレット端末の導入及び利活用に向けた課題の調査・検討のため、タブレット端末導入・検討プロジェクトチームを設置 （令和4年（2022年）10月から）</p>
	<p>議員本人の発言及び関連する答弁の市議会インターネット録画・配信データの二次利用を試行から本実施 （令和4年（2022年）12月から）</p>
	<p>オンラインによる委員会の開催に伴う条例改正の協議するため、会派代表者会議でワーキングチームを設置 （令和5年（2023年）2月から）</p>
	<p>議会人事を掲載した市議会だよりを試行的にA4判、4ページで発行 （令和5年（2023年）6月15日発行）</p>
	<p>議会BCP（業務継続計画）に基づき、正副議長が宿泊を伴う公務へ同時に出張しないことを決定 （令和5年（2023年）9月）</p>
	<p>タブレット端末の導入及び利活用に向けた準備検討をするため、タブレット端末導入・準備検討プロジェクトチームを設置 （令和5年（2023年）10月から）</p>
	<p>介助の対象となる議員の議会活動を支援するため、事業所と委託契約を締結し、介助者の派遣を開始 （令和5年第4回定例会から）</p>
	<p>タブレット端末を導入し、議会資料閲覧クラウド・グループウェア等の運用を開始 （令和6年第4回定例会から）</p>

取組	<p>国立大学法人東京学芸大学とパートナーシップ協定を締結 （令和3年（2021年）3月30日）</p>
	<p>当市議会議員全員の実態調査を実施 （定例会中：令和4年（2022年）3月3日から3月9日まで） （閉会中：令和4年（2022年）4月14日から4月20日まで）</p>
	<p>市民アンケートを実施 （令和4年（2022年）9月から10月まで）</p>
	<p>市民と議会の懇談会「議会のあり方（定数・報酬等）について」を開催 （令和4年（2022年）9月24日）</p>
	<p>市民からの議会に対する意見・要望について、議会として回答する取組の試行実施を開始 （令和4年（2022年）11月から）</p>
	<p>2会場で議会報告会の開催を開始 （令和4年（2022年）度から）</p>

議会によるシチズンシップ教育の取組として、市内5つの高校に提案書を郵送し、そのうち3校へ訪問して取組の趣旨を説明 (令和4年(2022年)10月20日に発送、10月・11月に訪問)
議員定数に関する陳情書について、公聴会を開催 (令和5年(2023年)1月22日)
中央大学附属高等学校の3年生の特別授業として、出前授業を実施 (令和5年(2023年)2月13日)
議会BCP(業務継続計画)を策定し、運用を開始 (令和5年(2023年)3月3日)
定例会開催をお知らせする横断幕の掲示を開始 (令和5年第3回定例会から)
議会BCP(業務継続計画)に基づき、議員及び議会事務局職員が市議会の避難訓練を初めて実施 (令和5年(2023年)12月1日)
中央大学附属高等学校の3年生の特別授業として、高校生模擬議会を実施 (令和6年(2024年)2月8日)
東京電機大学高等学校で生徒会主催の放課後活動として、生徒会懇談会を実施 (令和6年(2024年)5月25日)
【議員研修会の開催実績】 令和4年(2022年)3月 9日~3月31日 「コロナ禍における子どもの居場所、心のケアについて」(YouTube 配信限定公開) 令和5年(2023年)1月31日 「GIGAスクール構想によって教育にはどのような変化が起きるのか?」 令和6年(2024年)1月16日 「武蔵野新田開発について学ぶ」 令和6年(2024年)8月 7日 「ファシリテーション研修」

(2) 総括 (議長)

小金井市議会基本条例が施行された後、2回目の検証であった。制定に向けては、条文によっては会派ごとに全くことなる意見を開陳したこともあり、時に気の遠くなるような思いも感じながら、全会一致を目指して丁寧に合意を積み重ねて形にしてきた。検証作業も当然、険しい道のりになることは明らかであった。そうした中でも、合理的配慮といった社会の進化を条文に反映できたことや、引き続き協議するとしていた内容に対する一定の決着がついたことは喜ばしいものと思っている。

議論の中で、条文に対する検証とともに、議会の実態が条文にそぐわないとする指摘が交錯したが、実態を条文に沿った形にする努力は今後の議会改革の取組でも十分可能である。さらに言えば、この基本条例を策定した趣旨にもかなうものだと思う。今後の展開を楽しみにしている。

(3) 添付資料

- ア 議会基本条例課題シート（各会派の意見を記載したもの）「第3条に対する会派の意見について」、「第11条に対する会派の意見について」、「検証を求める会派提案に対する意見について」
- イ 検証協議会スケジュール
- ウ 各会派総括意見
- エ 議会基本条例検証の協議報告書

(4) 検証体制について

議会基本条例検証協議会 12人

座長	岸田正義	(みらいのこがねい)
副座長	片山かおる	(子どもの権利を守る会)
委員	吹春やすたか	(自由民主党・信頼の小金井)
	清水がく	(街の仲間たち)
	水谷たかこ	(小金井をおもしろくする会)
	安田けいこ	(生活者ネットワーク)
	坂井えつ子	(緑・つながる小金井)
	水上洋志	(日本共産党小金井市議団)
	斎藤康夫	(参政党小金井)
	小林正樹	(小金井市議会公明党)
議長	宮下誠	(小金井市議会公明党)
副議長	森戸よう子	(日本共産党小金井市議団)

第3条に対する会派の意見について

会 派 名	意 見
自 民 党 ・ 信 頼	第3条の条文には、議会の活動について現状のまま記されていると判断し、変更の必要はないと考える。 第3条の逐条解説については、かつて第3条第4号に関して「全ての議員が、個々の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。」という解説で不一致になり、検証が必要になった経過を考え、改めて、当該逐条解説に「議会活動は会派単位で行われるが、個々の多様性の尊重が土台になっている。」ことを加えることも考えられるが、特に解説に入れなくても良いように思う。
み ら い	育児・介護等による退席、合理的配慮による介助人、委員会のオンライン参加の協議など、逐条解説にある環境整備に実際に取り組んでいるので、第3条第6項に条文を追加すべきと考える。
子 ども の 権 利	新たな条立てをすべきである。
日 本 共 産 党	第2章「議会及び議員の活動原則」に、新たな条を設けて整理する。
公 明 党	(4) に追加すべきである。 文言は、逐条解説②を尊重する方向で良いと考える。
こ が お も	第3条第3号「市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言にいかし、市政に反映させるよう努めること。」の趣旨を実現するためにも、多様な議員の活動を保障することが必要であり、逐条解説②の内容を新たに条文として追加することが望ましいと考える。 例「(3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言にいかし、市政に反映させるよう努めること。そのために必要となる環境整備を行うこと。」
参 政 党	条文を追加する：(5) 全ての議員が各議員の生活における事情と両立できるよう、また年齢、障がいの有無や程度の違い等を認め合い、議会活動できる環境整備に努めます。(5)→(6)
生 活 者 ネット	条例(4)を、全ての議員が個人それぞれの事情を理解し合い、適切な環境整備に努める、という内容を追加し、条文の修正を行うことが望ましいと考える。一致しない場合は、②の逐条解説の内容に合わせ、「会派」ではなく「議員」個人が主語となる条文を新たに追加する。
緑 ・ つ な が る	提案会派（第3条 議会の活動原則に条文として入れることを提案）
街 の 仲 間 たち	第3条は議会の活動原則の項目であるが、条文と逐条解説が不一致であることから、第3条の中に追記していく方向で議論していくべきと考える。

第11条に対する会派の意見について

会 派 名	意 見
自 民 党 ・ 信 頼	<p>広聴活動について、議会運営委員会でもいただいた意見の整理がされたので、広報協議会で、広聴活動を始めても良いと思う。 その場合、逐条解説の最後の一文を削除しても良いと思う。</p>
み ら い	<p>議会に対する市民からの意見・要望についての対応はまだ試行段階であるので、今任期中は試行のままとして、新たな任期から広報・広聴協議会として試行の検証も踏まえて議論すべきと考える。その際は、議会としての政策提言を行うところまで一致できるかが重要である。</p>
子 ども の 権 利	<p>広報協議会を広報広聴協議会にするなど、広聴活動について議論できる場とする。</p>
日 本 共 産 党	<p>議会報告会等で市民との意見交換が行われ、市民の意見に議会が答える仕組みもつくられ、「充実に努める」という点では一定取り組まれてきた。今後、広聴活動に取り組む点を議会で合意した上で、広報広聴協議会の体制整備を検討する必要がある。また、各委員会での市民との意見交換会の実施を行えるようにしていく必要がある。</p>
公 明 党	<p>前期で取り組んだ内容も評価できる。 また議会報告会なども現在は意見を拝聴する時間も多く取っており、全く議論していないということにはならない。 今後、広報協議会を広報・広聴協議会とすることも議論してはどうか。</p>
こ が お も	<p>条例の目的を達成できていない。理由は、議会が実施している市民のアンケート。議会報告会の存在を知らない人が約72%、市議会議員に自分の意見や要望を伝えていない人が約93%、「伝えていない」を選択した方が自分の意見や要望を伝えない理由は「伝える手段がわからない」が最多で約37%など、広聴機能が果たせていると思えない。解決策としては、常設の広聴協議会を設置して、活動していくことが望ましいと考える。</p>
参 政 党	<p>常に協議は必要とは思ふ。条例が達成できていないと考える会派、議員が、達成するための解決策を示したうえで、必要であれば協議を実施すべきである。</p>
生 活 者 ネ ッ ト	<p>広聴活動については課題があると捉えている。市民からの意見・要望に応える場として、議会報告会の活用が望ましいと考える。定例会ごとの開催、委員会ごとの開催など、市民との接点を増やしていくことが必要である。議会運営委員会で議会報告会の充実について検討を行うべきと考える。</p>
緑 ・ つ な が る	<p>条例の目的を達成するほどの広聴活動は行えていない。現状の広報協議会(紙面改革部会・広報部会・議会報編集部会)を、広報広聴協議会(広報部会・広聴部会・議会報編集部会)とするのが良いと考える。</p>
街 の 仲 間 た ち	<p>広聴活動については、議会としての回答、議会としての意見ということが一致することが難しく、議会として対応することが難しい状況は把握している。現状の議会報告会で可能な限りの工夫をしている点については改善に努めていると考える。 また、目標を達成しているのかと問われれば達成しているとは考えていない。各会派からの見解を、議会としての回答とするか、一致、不一致の考え方を議論するのか、そもそも議会の声をひとつにまとめることは難しいものとするか、このことから、どのように多様な議会の声を対応とするか、他市事例も踏まえて、引き続き議論していくべきである。</p>

検証を求める会派提案に対する意見について

章	前 文
条	
項	
逐条	

提案会派	提 案 内 容
子どもの権利	<p>「議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、・・・市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。」</p> <p>「地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、・・・より充実強化しなければなりません。」</p> <p>西岡前市長による公立保育園廃園条例の専決処分は、この前文に真っ向から対立するものではなかったか。そして、専決処分が不承認になっているにも関わらず、廃園廃止条例を否決することは、やはり、この前文にそぐわない対応だったのではないか。改めて検証が必要である。</p>

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	<p>二元代表制に基づき、議会はそれぞれの判断をすべきである。提案されている件は、「公立保育園廃園条例の専決処分の不承認と、その後の廃園廃止条例の否決」したことへの検証を求めるものだが、我が会派の採決態度について言及していると思われる。</p> <p>本条例文前文には「議会と市長は、それぞれが、二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を発揮し市民福祉を増進させる責務を負う」とあるとおりに判断をしてきた。</p> <p>故に、検証の必要はないと判断する。</p>
み ら い	<p>本条例は議会の在り方を定めたものであり、行政の在り方まで定めるものではない。また、条例の採決態度が前文にそぐわない対応だったのではないかとあるが、むしろ前文の「個々の議員が多様な民意を持ち寄って、意思決定を行った」結果であり、検証の必要はないと考える。</p>
子どもの権利	提案会派
日 本 共 産 党	<p>議会基本条例に明記されていることを市長が尊重しなかったことは問題であり、検証は必要である。何らかの形で検証結果に反映させる必要がある。</p>
公 明 党	<p>この場での議論は適切ではないものとする。</p>
こ が お も	<p>前段 首長による専決処分が議会基本条例に反するか否かを判断するのは、条例の検証作業ではない。</p> <p>後段 専決処分が不承認であったことと、廃園廃止条例の採決態度については、検証協議会で議論することにはなじまないと考える。個別の案件に対する、各会派の態度について議論することは、議会基本条例の検証の中でやることではない。</p>

会 派 名	提案についての意見
参 政 党	事例検証をする場でないと理解している。
生 活 者 ネット	個別の事案についての検証はこの場では適当でない。
緑 ・ つ な が る	議会に考え方の違いがあるのは当然で、それぞれの議員の採決態度は尊重されるべきである。基本条例の検証としてはなじまないと考える。
街 の 仲 間 た ち	基本条例は議会としての条例であり、各会派の議決意思について検証を行う必要はないと考える。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	前 文
条	
項	
逐条	

提案会派	提 案 内 容
こ が お も	「公開の場で効率的な議論を尽くすことにより・・・その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。」との記載があるが、論点が不明確で、議論がわかりにくい、との市民の声がある。住民福祉の向上のための、市民にとってわかりやすい効率的な議論になっているのか。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	「論点が不明確で、議論がわかりにくい、との声がある。」この意見には同意したいところだが、この提案だと具体性に欠けていないだろうか。論点が不明確と思える理由、議論が何故わかりにくいのか、端的に示さないと議論がまとまらないのではないのか。
み ら い	市民にとって、わかりやすい効率的な議論は市民個人により異なると考える。一方で、効率的な議論は必要と考えるが、具体的な対策については前文の検証ではなく、議会改革でご提案頂きたい。
子 ど も の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	何をもちて効率的と判断するのが問題である。各議員の自由な議論を制約することは行うべきではない。
公 明 党	このような機会に相互に確認することは望ましい。
こ が お も	提案会派
参 政 党	論点が不明確で、議論がわかりにくいのは議員の資質ではないのか？それをどのように検証するのか？
生 活 者 ネット	議論の内容について、ここで検証することは難しい。
緑 ・ つ な が る	議員によって、論点とするところは違うのが当然だ。議論が分かりにくいのは、個々の議員の質疑の仕方による。基本条例の検証としてはなじまない。運用面の議論は議会運営委員会で行うべきだと考える。
街 の 仲 間 たち	質問が重複していることも散見され、効率的な議論になっていないと感じることもあり、時間は無限ではなく限られた時間の中で効率的な議論をしていくための、例えば各会派の持ち時間導入といった取組や、適切な議長、委員の整理、議員自身の再認識が必要であると考えます。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第2章 議会及び議員の活動原則
条	第4条 議論及び討議の保障
項	第1項
逐条	

提案会派	提 案 内 容
子どもの権利	「その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。」とする上で、合理的配慮の必要性が書かれていない。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	合理的配慮の必要性は、理解できるが、記述について具体的提案を求めたい。
み ら い	合理的配慮は記載せずとも、できることから順次進めており、議員の公平で自由な質疑を保障できていないとは考えていない。また、合理的配慮は市議会のみならず全ての条例等に共通することであり、敢えて記載する必要はないと考える。
子どもの権利	提案会派
日 本 共 産 党	合理的配慮については別に条項を設けるなどで対応する必要がある。議員だけではなく、陳情者や傍聴者に対する配慮についても明記する必要がある。
公 明 党	条文もしくは逐条解説で、その意義を留めることができるか、議論することには賛成である。
こ が お も	合理的配慮については、もっと上位の概念だと思うので、どこかの条項だけに入れるのではなく、前文の解説等に入れたらよいのではないか。
参 政 党	この条文に合理的配慮が含まれていると思う。具体的事例があれば、検証して条例に反映すべきである。
生 活 者 ネット	合理的配慮について、追加する必要があるか議論したい。
緑 ・ つ な が る	2020年12月の検証結果報告では、我が会派が条文の改正を提案し、協議の結果、逐条解説に「全ての議員が、出産・育児・介護等と両立できるよう、また、年齢、多様な性の在り方、障がいの有無や程度、文化的な違い等を認め合い、議会活動できる環境整備に努めます」と入った。やはり条文に入れるべきだと考えている。我が会派は第4条ではなく第3条という提案をしてきた。入れる場所については議論したい。 提案は、現状の指摘であり提案ではないと捉えている。議論を進めるために、具体的な提案をしていただきたい。
街 の 仲 間 たち	議員の公平で自由な質疑という表現に包含されるものと考え。よってご提案について詳細を伺いたい。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第2章 議会及び議員の活動原則
条	第4条 議論及び討議の保障
項	第1項
逐条	

提案会派	提 案 内 容
公 明 党	「その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。」について、大幅な時間を延長しての会議の中で、全体の会議時間を考慮しながら発言を我慢している質問者がいるとすると、この項目が達成されているとは言い難い。運用の確認及び必要に応じて逐条解説の修正も検討したい。 参考：会議規則第9条（会議時間は、午前10時から午後5時までとする）

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	同意する。 小金井市議会においては、「全体の会議時間を考慮しながら発言を我慢している質問者」を度々目にする。「議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場」を保障するために、提案にある運用の確認と必要に応じた逐条解説の修正は必要と判断する。
み ら い	会議規則第9条を守る努力は必要と考える。その上で議員の公平で自由な質疑とは何か、そのためにできることは何かの検討は必要と考えるが、条例検証ではなく議会改革でご提案頂きたい。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	議会の在り方を規定している条文なのでこのままでよい。重要案件が多数報告されるなど市側の問題で時間がかかっている場合もあり一概に議会の対応だけではない。場合によっては開催日程を変更するなどの対応も必要である。各議員の自由な議論を制約することは行うべきではない。
公 明 党	提案会派
こ が お も	賛同する。
参 政 党	検証すべきである。
生 活 者 ネット	運用について、検証の必要があると思う。
緑 ・ つ な が る	我が会派は、「会議時間と構成する委員数」によって、会議規則にある定時で終わるように、限られた時間の中での的確で効率的な質疑をしながら、いち委員である自分が使える時間は何分程度なのか、算出した時間を参考にしながら質疑をしている。 現状の認識については理解するところであるが、個々の議員の質疑の仕方や時間の使い方に対する意識に依るところが大きく、基本条例の検証としては馴染まない。運用面の議論は議会運営委員会で行うのが適当だと考える。
街 の 仲 間 たち	ご提案に賛同する。逐条解説②の議会はお互いに相手の意見を聞き合い論点を整理し、合意形成に努めなければなりません。本解説を議会全体で再度共有する必要がある。同内容に質問がなされている状況も散見されることから、適切な議長、委員長への整理はもとより、解説にも書かれている議員各自の意識付けも必要である。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第2章 議会及び議員の活動原則
条	第4条 議論及び討議の保障
項	第2項
逐条	

提案会派	提 案 内 容
こ が お も	議員間討議については、規定のとおり活かしていない。合意形成を図るためにはどのような場面で活用すべきか、議論が必要ではないか。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	議論を活発にし、論点を整理明確にし合意形成を図るために、規定にある「議員間討議」を活用すべきである。提案の議論は必要と判断する。
み ら い	規定は討議できるとなっているが、実際に議員間討議の発議はなかったと考える。活用する場面も逐条解説に例示されており、それ以外での具体的活用方法があれば議会改革でご提案頂きたい。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	議案や陳情等に関する議員間の討議は協議会等で行われていると思う。必要であれば議論することも考えられる。
公 明 党	小金井市議会の議会基本条例としては、現状を留めたものであり、採決前の議員間討議を指している。更なる、やり方を検討する場合は、議会改革での議論が必要だと考える。
こ が お も	提案会派
参 政 党	検証する必要がある。
生 活 者 ネット	議員間討議を活かしたい。検証に賛成する。
緑 ・ つ な が る	議員間討議の規定を活かしていない点は合意する。活かしていくための議論は必要だと考えるが、基本条例の検証の議論ではない。運用面の議論は議会運営委員会で行うべきだと考える。
街 の 仲 間 たち	合意形成を図るための議員間討議については、議論することは否定するものではない。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第2章 議会及び議員の活動原則
条	第6条 災害時の対応
項	
逐条	逐条解説

提案会派	提 案 内 容
公 明 党	「『小金井市議会災害時対応マニュアル』を定めています。」の部分については、「小金井市議会BCP（業務継続計画）」へ変更が必要である。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	同意する。
み ら い	そのとおりであるが、事務的手続であるため、検証の必要性はないと考える。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	変更すべき。
公 明 党	提案会派
こ が お も	賛成。
参 政 党	変更するなら「小金井市議会業務継続計画（BCP）」ではないのか？
生 活 者 ネット	文言修正には賛成。
緑 ・ つ な が る	そのとおりなので、変更する必要がある。
街 の 仲 間 たち	変更は必要。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第2章 議会及び議員の活動原則
条	第7条 会派
項	
逐条	逐条解説④

提案会派	提 案 内 容
子どもの権利	<p>「会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以内。」合理的配慮の上で変更点がある。</p> <p><逐条解説の修正案（下線部を追加）> ④議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議(会派間の協議を行う場)への全会派の出席、本会議及び委員会での発言機会(会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以内。なお、合理的配慮の観点から1時間以内に限らず必要な対応を行う。委員会では会派の人数による時間制限は設けていないなど)において、会派の構成人数で不平等が生じないように定めています。</p>

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	合理的配慮の上で、必要に応じて協議し変更すべきと考える。
み ら い	そのとおりであるが、事務的手続であるため、検証の必要性はないと考える。
子どもの権利	提案会派
日 本 共 産 党	逐条解説などで必要があれば記述する。
公 明 党	ハンドブックに照らして変更の必要があると考える。
こ が お も	合理的配慮については、もっと上位の概念だと思うので、どこかの条項だけに入れるのではなく、前文の解説等に入れたらよいのではないか。
参 政 党	検証しても良い。
生活者ネット	文言修正には賛成。
緑・つながる	そのとおりなので、変更する必要がある。
街の仲間たち	変更は必要。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第3章 市民と議会の関係
条	第9条 市民の声を反映させる議会
項	第1項
逐条	

提案会派	提 案 内 容
日 本 共 産 党	委員会で市民との意見交換の場を設けることができるとされているが、実際には行われていない。活用できるように具体的な運用についての検討が必要だと思う。また、条文上も「議員は」を「議会は」もしくは「及び議会は」などとして議会として市民の意見を聴くことをより明確にしたほうがいいのではないか。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	提案の意思は理解できるが、本提案について議論するならば、現状の「議員又は委員会は、」と提案の「議会又は委員会は、」と「議員及び議会又は委員会は、」にした場合のそれぞれの違いを提案者より示し、検証する必要性を感じるものである。
み ら い	委員会有志または議員有志による事実上の市民懇談は実施されており、議員個人においてもそれぞれに市民の声を聴く機会を設けており、未達成とは考えていない。議会として明確に定めたとしても、全会一致の原則を変更しない限り実際の活用は難しいと考える。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	提案会派
公 明 党	逐条解説には「各々の議員が市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けることができると定めています。」と記されていることからすると、ご指摘は必ずしも当たっていないと考える。
こ が お も	意見交換の場を設けることは賛成であり、積極的に活用されるように期待するが、議会全体での意見交換となると、規模が大きく合意形成が難しいのではないか。
参 政 党	議会報告会もその一つであると考えている。具体的に意見交換する場の提案があるなら検証しても良い。
生 活 者 ネット	市民との意見交換の場を設けることは進めたいが、「議会として」聴いた後のことも検討する必要がある。
緑 ・ つ な が る	「議会」として聴く場は、第11条に規定されていると捉えている。提案会派に第11条の捉え方や第9条に規定した場合の整理について、お考えを伺いたい。
街 の 仲 間 たち	議会基本条例策定当時、「議員又は委員会は」の文言の「議員」が、「議会」ではなく敢えて「議員」とした経緯をお伺いしたい。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第3章 市民と議会の関係
条	第10条 公聴会制度及び参考人制度を活用する議会
項	
逐条	

提案会派	提 案 内 容
日 本 共 産 党	参考人招致については、条例では「積極的に活用するよう努める」とされている。この規定がどうかされたのかを検証するに当たって、前市長が専決処分を行い、議会が決めた参考人招致を実施できなくしたことについて、議会として何らかの意思表示をする必要があると考える。市長の活動を制約する内容は規定しないことが基本であるが、市長にも議会基本条例を尊重する必要があるため、検証に位置付ける必要がある。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	提案は前市長の施策についての検証が必要とのことであるが、これまでに該当事案に対し議論が全く無かった訳ではない。そのことを下に現時点での検証は必要ないと判断する。
み ら い	参考人招致は実施しており、未達成とは考えていない。また、専決処分に対しても議会は不承認とする意思表示をしており、改めての意思表示は必要ないと考える。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	提案会派
公 明 党	ご指摘の事象と提案が一致しているとはとらえ難い。
こ が お も	参考人招致を積極的に行うことについては賛同する。 「議会として何らかの意思表示」については、どのような方法が考えられるのか議論するのはよいと思う。
参 政 党	事例検証をする場でないと理解している。
生 活 者 ネット	個別の案件を検証することは適切ではない。
緑 ・ つ な が る	議会が、市長が持つ権利を規定するのは法的に問題が生じないのか懸念があるので、ご説明をいただきたい。また、具体的なご提案をいただきたい。
街 の 仲 間 たち	条文には「積極的に活用するよう努めるものとする」とあることについては、検証の必要はないものとする。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第4章 市長と議会の関係
条	第13条 市民と議会の関係
項	
逐条	逐条解説④(1)～(7)

提案会派	提 案 内 容
子どもの権利	市長は誠実な説明をしているか。議会で議論するために、これらについて市長は誠実な説明をしているかの検証が必要。例として、西岡前市長の廃園方針については議会でも市民に対しても説明不十分であり、示された財政効果の積算根拠にも疑義が生じた。また白井市長になってからの教育メタバース事業については、全く説明がない。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	確かに本条例の第13条から第16条は「市長と議会の関係」について示されている。この提案には「誠実」という市長の態度への要求であり、更に市長の情報のアウトプットについての検証を求めている。しかし、第13条は議員と議会の在り方について示されているものと受け止める。故に、検証は必要ないと判断する。
み ら い	条例及び逐条解説は「説明を求めることができる」としており、その結果まで定めているものではない。何をどのように説明するかは行政の裁量であり、議会から求められた行政の説明に疑義があるかの解釈は個々の議員により異なると考えるので、検証の必要性はないと考える。
子どもの権利	提案会派
日 本 共 産 党	議会に関する条文が基本であり、どのように整理するのかが課題である。検証は行う必要があると思う。
公 明 党	このような機会に議会基本条例を相互に学び直し、尊重することが求められるが、ご指摘の事象について、この場での議論は適切ではないものとする。
こ が お も	説明を求めることが「できる」規定であり、その内容が誠実かどうかは、条例検証の議論にはなじまない。
参 政 党	事例検証をする場でないと理解している。
生活者ネット	市長の説明が誠実であるかどうかは、判断が分かれる。ここでの検証はなじまない。
緑・つながる	基本条例の検証としてはなじまないと考える。説明を引き出せるような質問ができるよう、研鑽する必要を改めて認識した。答弁・“誠実な説明”がない場合は、それらを踏まえて判断し、採決態度で示すのが議員の責任だと考える。議会は、“市長の誠実”を判断する機関ではない。
街の仲間たち	個別具体的な案件を検証することはなじまないのではないかと考えるが、議論自体を否定するものではない。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第4章 市長と議会の関係
条	第13条 市民と議会の関係
項	
逐条	逐条解説「市議会ハンドブック」記載事項【議会が執行機関に資料要求する場合の基準について】（抜粋）

提案会派	提 案 内 容
こ が お も	資料要求が部局の負担になっているとの声を聴く。調査のために必要な資料の要求は当然であるが、「引き続き協議する」とはどのような場で協議されてきたのか、検証作業の中で確認したい。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	会派内で確認したところ、「引き続き協議」はされていないと思われるが、部局の負担軽減のための提案なのか、資料要求の在り方についてなのか、協議の場を確認したいのかなどの提案意志を確認した後に判断をしたいと考える。
み ら い	条例第3項や逐条解説③からの引用であると考えますが、ご指摘の市議会ハンドブック記載事項は、議会運営委員会で確認されるものであり、具体的提案については条例検証ではなく議会改革でご提案頂きたい。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	議員の資料請求は当然であり、すでに現行、公開されているものは除くなどの対応がとられている。確認することはよい。
公 明 党	逐条解説作成時の経過を含め、認識の共有をすることは必要だと考える。
こ が お も	提案会派
参 政 党	検証しても良い。
生 活 者 ネット	運営については議会改革等、議会運営委員会での議論が相応しいのではないか。
緑 ・ つ な が る	ハンドブック記載事項なので、議会運営委員会で確認する内容だと考える。当該案件については、2000年8月30日の議会運営委員会決定事項である。 ちなみに、ハンドブックには「ファクシミリ」「フロッピーディスク」を使用する旨の記載があり、時代の変化による変更も必要な箇所があると捉えている。
街 の 仲 間 たち	引き続きの協議は行うべきである。



検証を求める会派提案に対する意見について

章	第4章 市長と議会の関係
条	第14条 市長報告
項	
逐条	逐条解説

提案会派	提 案 内 容
日本共産党	重要事項や市の重要方針について、新たな内容や改定など市長報告するよう逐条解説等で整理する。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	本条例逐条解説には、「しかし、場合によっては議会として重要かつ必要と判断した事項については議長を通じ議会から・・・」とあるので、第14条はこのままでも良いと判断する。
み ら い	逐条解説のとおり「市長報告は、原則として市長に権限があります」。条例上も「議会は、市長の報告を求めることができる」だけであり、市長報告するよう整理することは越権行為であると考え、議会がどのような時に市長報告を求めるかの要件を逐条解説で整理する必要はあると考える。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	提案会派
公 明 党	まずは、逐条解説作成時の経過を含め、認識の共有をすることは必要だと考える。その上で、議論が必要であれば検討すべき。
こ が お も	市長報告や全員協議会は、事案によって適切に判断すればよいのではないかと。
参 政 党	現条項、解説で十分と判断する。
生 活 者 ネット	検証の必要性は特に感じない。
緑 ・ つ な が る	現状の逐条解説で捕捉されていると捉えているので、何をどのように整理するのか具体的なご提案をいただきたい。
街 の 仲 間 たち	ご提案の「新たな内容」「改定など」の線引きが不明確であることから、詳細をお伺いしたい。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第4章 市長と議会の関係
条	第15条 全員協議会
項	
逐条	逐条解説

提案会派	提 案 内 容
日 本 共 産 党	全員協議会の開催の判断は議長に委ねられているが、市長からの申し出、議員からの開催の要請などがあった場合により、それらを尊重して開催できるように条文または逐条解説を整理する。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	市長の申し出、議員からの要請があっても、開催の判断は議長であることが本条逐条解説にあることから、現行のままで良いと判断する。
み ら い	現状も逐条解説のとおり「市長からの依頼又は議員からの要請があった場合」議長の判断で全員協議会が開催されており、未達成とは考えていないので検証の必要性はないと考えるが、常任委員会や特別委員会、市長報告との開催要件の整理であれば、協議の必要はあると考える。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	提案会派
公 明 党	まずは、逐条解説作成時の経過を含め、認識の共有をすることは必要だと考える。その上で、議論が必要であれば検討すべき。
こ が お も	問題の所在がわかりづらいので、説明を聴きたい。
参 政 党	現条項、解説で十分と判断する。
生 活 者 ネット	現行で特に問題はないのではないかと。
緑 ・ つ な が る	現状の逐条解説で捕捉されていると捉えているので、何をどのように整理するのか具体的にご提案をいただきたい。
街 の 仲 間 たち	逐条解説に、議員からの要請があった場合は、開催の判断は議長に委ねられていると記載されており、変更の必要はないものと考えている。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第5章 政策立案に関する調査及び研修
条	第17条 調査及び政策立案
項	第2項
逐条	

提案会派	提 案 内 容
子どもの権利	第1号～第4号の各号については、実施状況を検証する必要がある。それぞれの項目について実施がされていないため、なぜ実施しなかったのか、どのような場合に行うべきだったのかといった分析を行い、有効な議会活動に活用できるよう、検証する必要がある。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	第1号と2号は提案とおり、実施していないが過去の検証に時間を費やすより、今後の具体的な活用について議論をすべきと考える。故に検証は必要なしと判断する。
み ら い	第3号と第4号は実施されていると考える。第1号と第2号については、実施されていないのではなく、実際の発議がなかった結果であるので、検証の必要性はないと考える。
子どもの権利	提案会派
日 本 共 産 党	検証は必要である。
公 明 党	条文が活かされるよう課題を検討することは望ましい。
こ が お も	開催されていないものをどのように検証していくのかが、イメージできない。 どうすればより活用できるのか、議会改革として議論すればよいのではないか。
参 政 党	検証しても良い。
生 活 者 ネット	条項の実行性について検証したい。
緑 ・ つ な が る	この規定を活用できるような普段の議会活動をより活発、積極的に行う必要があるのではないかと考えさせられた。規定はあるので、基本条例の検証としてはなじまない。
街 の 仲 間 たち	今後どのような活用方法があるかについて議論することは否定しない。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第5章 政策立案に関する調査及び研修
条	第17条 調査及び政策立案
項	第2項
逐条	

提案会派	提 案 内 容
日 本 共 産 党	第1号及び第2号については、今まで活用されなかったことを検証し、活用できるようにするための何らかの方策を検討する必要がある。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	第1号と第2号は提案とおり、実施していないが対象をどこまで遡るのか、何を検証するのかなどの議論に時間を費やす事は反対する。今後の活用のための方策について議論は必要と判断する。
み ら い	活用されていないのではなく、実際の発議がなかった結果であるので、検証の必要性はないと考える。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	提案会派
公 明 党	条文が活かされるよう課題を検討することは望ましい。
こ が お も	具体的に提案されたことがないので、よくわからない。必要と感じた会派が、その都度提案すればよいのではないか。
参 政 党	検証しても良い。
生 活 者 ネット	条項の実行性について検証したい。
緑 ・ つ な が る	この規定を活用できるような普段の議会活動をより活発、積極的に行う必要があるのではないかと考えさせられた。規定はあるので、基本条例の検証としてはなじまない。
街 の 仲 間 たち	今後どのような活用方法があるかについて議論することは否定しない。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第6章 議員と定数及び報酬
条	第21条 議員定数
項	
逐条	逐条解説

提案会派	提 案 内 容
子どもの権利	<p>【小金井市議会の実績】 2023年に公聴会を開催したことを追記する。</p> <p><逐条解説の修正案（下線部を追加）> 【小金井市議会の実績】 平成24年度、<u>令和4年度</u>において、定数に関し公聴会を開催しています。</p>

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	同意する。
み ら い	そのとおりであるが、事務的手続であるため、検証の必要性はないと考える。
子どもの権利	提案会派
日 本 共 産 党	過去にも行われており記述することよい。
公 明 党	追記したほうが良い。
こ が お も	賛成。
参 政 党	逐条解説に追記することは必要である。
生 活 者 ネット	文言の追記には賛成する。
緑 ・ つ な が る	そのとおりなので、追記するのが良い。
街 の 仲 間 たち	実際の開催状況を反映させることは必要。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第6章 議員と定数及び報酬
条	第21条 議員定数
項	
逐条	

提案会派	提 案 内 容
公 明 党	議員定数について、議論を重ねてきたが、何れの成果も出ていない。総務省提供の都市類型（令和2年度版）などから見ると全国の類似市における市議会定数の平均値は「23人」である。現在1欠の運用も問題がないことから、少なくとも1減について結論を出すべきではないか。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	我が会派は、以前より議員数削減については賛成し提案もしてきた。提案については同意する。
み ら い	議員の実態調査、市民懇談会、公聴会と実施されており、議論を積み重ねてきた結果が現状であると考え。また、4年前の後期任期になっての議員提案について様々な意見があった中、選挙前のパフォーマンスとにならないように我々みらいのこがねい会派は、今任期開始時に報酬と定数に関する特別委員会設置を提案したが、議会運営委員会の議論で足りるとの理由で賛同頂けなかった自民党・信頼会派からは特段の提案もない現状の中、条例の検証で議論する課題ではないと考える。
子 ども の 権 利	検証の場で議論する。
日 本 共 産 党	議会改革の提案や議員の条例提案、請願・陳情などで議論してきた結果として現在の定数となっていることを踏まえる必要がある。
公 明 党	提案会派
こ が お も	現任期中に欠員があったが、問題ないか否かは判断が分かれるところであり、議論されていない。 任期中に、何らかの都合で辞職や休職せざるを得ない事例があったことを考えると、ギリギリの人数になるまで定員を減らしてしまうことが良いとは思わない。
参 政 党	変更しないことも一つの成果である。定数の検証は必要だが、基本条例の検証は不要である。
生 活 者 ネット	議員定数について検証することは相応しくない。
緑 ・ つ な が る	提案会派の「成果」が現れていないだけで、議論の結果、定数が維持されている現状がある。提案会派の「成果」は、我が会派にとっては、二元代表制である議会の力を衰退させることになるかと考える。条例の検証の話ではなく、議会改革でご提案いただきたい。
街 の 仲 間 たち	丁寧な議論を行い結論を出していくことは必要と考える。

検証を求める会派提案に対する意見について

章	第7章 条例に関する研修及び検証
条	第23条 条例に関する研修
項	
逐条	

提案会派	提 案 内 容
子どもの権利	補欠選挙の後は、本条例に関する研修は行わないのか。

会 派 名	提案についての意見
自 民 党 ・ 信 頼	補欠選挙の当選議員への研修会に、本条例に関する研修は必要と判断するが、当選後の研修スケジュールに無理に組み込まず、余裕を持たせながら行ってほしいことを意見・要望として示しておく。
み ら い	逐条解説で「補欠選挙で初めて当選した議員には、適宜研修を実施し、講師は4者で決定する」ことを定めているが、直近の補欠選挙当選者に研修がなされなかったとすれば、初当選後の事務的スケジュールに組み入れる必要があると考える。
子どもの権利	提案会派
日 本 共 産 党	新しい議員への対応は検討する必要がある。
公 明 党	当然行うべきであると考ええる。
こ が お も	誰がやるかをクリアできれば、むしろ毎年やってもよい。本条例は第25条の委任規定を除き24条あるので、毎年6条ずつ、先進自治体の事例を学び、課題を議論するのはどうか。
参 政 党	条文の修正は必要かもしれない。
生活者ネット	研修の実施には賛成する。
緑・つながる	疑問点の投げかけではなく、具体的なご提案をいただきたい。当該会派の議員も、補選当選後に条例に関する研修はなかった。本選後の初当選議員と一緒に研修を受けた記憶があるが、直ちに行うのが良いと考えている。しかし、本件は条例の検証の話ではなく運用の話なので、議会運営委員会等で議論するのが良い。
街の仲間たち	必要と考える。

条例検証のスケジュールについて

会議数	日程	番号	章	条項	内容
①	11月16日	No.6	第2章	第6条	事務的なもの
		No.7		第7条	
		No.16	第6章	第21条	
		No.18	第7章	第23条	
		No.11	第4章	第13条	資料要求について
②	4 定例会			第3条	議会の環境整備
		No.3	第2章	第4条第1項	合理的配慮について
③	閉会中	No.10	第4章	第13条	市長と議会について
		No.12		第14条	
		No.13		第15条	
④	1定例会		第3章	第11条	市民と議会について
		No.8		第9条第3項	
		No.9		第10条	
⑤	閉会中	No.14	第5章	第17条第2項	調査及び政策立案について
		No.15		第17条第2項	
⑥	2定例会	No.4	第2章	第4条第1項	
		No.5		第4条第2項	
⑦	閉会中	No.17	第6章	第21条	議員定数について
		No.1	前文		
		No.2			

会派総括意見

自由民主党・信頼の小金井

小金井市議会の基本理念、議会の基本的事項を定める議会基本条例を現行と現状に則したものとなっているかを検証し議論が行われた。検証協議会の構成は各会派から代表者が出席して進めたが、当初は多い印象があった。しかし、議論の内容は会を重ねるごとにまとまりを見られると感じながら参加していた。

また、議会は定期的に人の入れ替わりが発生し状況も社会の変化と共に変わっていく。定期的な検証協議会の開催はこれからも必要である。

みらいのこがねい

小金井市議会基本条例を策定以来、2回目の検証となる。前回の検証における総括意見において、1会派でも否定すると議論の俎上に載らないことを反省点として挙げたが、今回は全ての提案を議論したことは評価したい。一方で、十分な時間の中で深い議論を重ねることを期待したが、任期前半での検証には至らず後期から始めざるを得なかったことは残念であり、次回こそは十分な時間をかけて現状の分析を行い、残る課題に取り組むことを期待したい。その意味では、これまで進捗が見られず課題となっていた議会広聴活動について、従前の広報協議会を拡充して広聴機能を持たせる方向で一致できたことは成果であり、議会として市民の声を市政へ反映させる仕組みの構築に期待し、総括とする。

子どもの権利を守る会

議会基本条例を制定して以来、検証の方法について検討を重ねているが、前文から最終条文まで、逐条解説も含め、一つずつ丁寧に振り返り、これまでの議会活動を見直していくことが毎回必要ではないかと考える。

今回は会派ごとに検証が必要と考えられる事項をあげて、取捨選択せず、検証作業を行ったが、検証が必要であると提案した会派が協議報告書を作るため、一部の会派の負担が重くなった。協議報告書があっても議論が繰り返されることもあり、報告書の必要性や作成方法については再検討が必要ではないだろうか。

当会派として提案した合理的配慮について、新4条の中で整理され、明文化されたことは画期的と考える。他議会にも広がることを願う。

前市長の専決処分による保育園廃園問題は、保護者が起こした裁判で市が敗訴し、専決処分は違法、廃園条例は無効とされた。議会が継続審議とした条例を、議会開会

中に専決処分したという、議会軽視も甚だしい前代未聞の行為であった。本来は、なぜそのような議会軽視の行為が行われてしまったのか、地方自治法の解釈も含め、十分な検証が必要と考えていたが、簡単な議論のみで終了した。前市長の辞職で事態が収拾したわけではなく、未だに違法な専決処分によって不利益を被った保護者や、安心して育つ権利を侵害されている子どもたちがいる。今後、違法な行政運営が行われないよう、議会基本条例に基づく、適法な議会運営を常に心がけていくことが必要と考える。

日本共産党小金井市議団

今回の検証では、「議会は、全ての議員が個々の状況や特性を認め合い、議会活動でできる環境整備に努める」との新第4条が追加され、多様性の尊重と合理的配慮、市民参加を妨げる社会的障壁の除去が明記されたこと、広聴活動を進めていくことが合意されたことはよかったと思う。この間の議会の活動で、市民との意見交換や懇談が強められてきた。委員会として市民との意見交換を行うなど、より機動的に市民の意見を反映させることが求められると思う。しかし、議会基本条例で「市民の意見は議員が聴く」ことになっており、委員会が公務として、市民との意見交換の場を設定することができないとされていることは残念である。また、条例で「積極的に活用するよう努める」とされた参考人制度について、公立保育園の「廃園」条例の審査において、厚生文教委員会が参考人招致を決めたにもかかわらず、前市長の専決処分により実施できなかった。条例がどうかされたのかを検証するに当たり、条例が尊重されなかったことは遺憾である。さらに、この件についての議会の対応についても議会基本条例を踏まえた検証が必要であると考え。公立保育園の「廃園」をめぐる、市議会は、専決処分は「不承認」としたが、その後の「廃園」条例の廃止条例は否決とした。2024年東京地裁判決により、前市長による専決処分は違法であり「廃園」条例は無効との判決が下された。議会または各議員が、当時の議決態度とその判断について市民に説明責任を果たすことが求められると思う。議会基本条例制定から8年が経過し、前文に明記された、市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動も認め合う議会を目指す努力に一層取り組んでいきたい。

小金井市議会公明党

2016年8月に施行された小金井市議会基本条例は、第24条の規定に沿って2回目の検証となった。特に申し送りとなっていた「『その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。』とする上で、合理的配慮の必要性が書かれていない。」については第4条で、「なお、広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議していきます。」については第11

条として整理がついたことは大きな成果であった。

前回の検証の結果を踏まえての検証作業となったが、結果としては、検証にそぐわないとされた項目については、各会派の意見を開陳するだけで、特に大きな成果を得るようなものにはならなかった。そういう意味ではやはり、検証に値する内容と、議会改革で検討するものについては、今後も整理を行いながら検証することがポイントだと考える。また、第23条にある「条例に関する研修」を行い常に最高規範に対する共通認識を持つことが、最も大切であると考えている。

小金井をおもしろくする会

小金井市をより良い自治体としていくためには、二元代表制の一翼を担う合議体の機関として議会の権能を存分に発揮していくことがますます求められており、議会基本条例に掲げる理念を具現化し、日々の活動に落とし込んでいく必要がある。

そのために、小金井をおもしろくする会はこれまでも会派として様々な議会改革の提案をしてきた。限られた時間の中で優先順位をつけながら、論点を明確にした上で効率的に議論を尽くすこと、議員間討議を活用すること、参考人招致を積極的に活用すること、オンライン委員会の導入等々である。しかしながら、議会改革の議論の中では、全会一致しなければルールを変えられないという限界にぶつかる場面が幾度となくあった。結果としてルールが変わらなかったとしても、自らの主張を繰り返すのみではなく、異なる見解に耳を傾け、一見すると対立するような意見であったとしても、共通点や相違点を明らかにし、議論を深めることによって一致できる点や妥協できる点を探りながら、多くの人の賛同を得ながら一歩でも前に進めるために建設的な議論を続けていくことが肝要である。

今回の検証を進める中で、疑問に感じた点や改善すべきと考える点を投げかけた際、「過去に基本条例の策定過程でそのような議論があったが、一致せず今の条文になっている」等の発言がたびたびあった。過去の議論を知ることは、条例を理解するうえで有意義な面もあったが、その一方、月日が流れ、議会を構成するメンバーも変わってきており、また、同じメンバーであっても意識が変わることもあり、過去の議論の結果に拘泥することなく、新たに議論する必要もあろう。

参加するすべての会派が協力しながら検証を終えることができたことに感謝の意を表するとともに、今後もたゆみなく前進を続け、多様な市民の意見を市政に届ける、という議会の機能を発揮していくために、共に努力を続けていくことを祈念する。

生活者ネットワーク

議会基本条例の検証に当たっては、議論がスムーズに進むよう会議の前の議事整理が重要である。今回スケジュールや検証内容について、各会派からの意見を聴取しな

から適切な手続を踏み、滞りなく検証作業ができた。座長の采配が素晴らしかった。各会派から提案された検証項目について、結果的に全て俎上に載せて全会派から意見を出したことは良かった。議会基本条例にのっとり議会運営がされているか、市民のためにより良い議会運営を目指し不断の努力が必要だと感じた。

緑・つながる小金井

過去の議論は参考にはなるがあくまで過去の議論なので、同内容の提案であってもその時点にいるメンバーで議論していくことは必要である。

2020年12月の検証結果報告書の「次期への申し送り」事項のひとつに「早い時期に検証を開始する必要がある」とされたこともあってか、前回の検証よりは9か月早い検証スタートとなった。4年の任期でいつ検証を行うのかは、改選後すぐにスケジュールを立てると良い。

街の仲間たち

議会基本条例検証等協議会においては、令和5年11月からおよそ1年をかけて本条例の検証作業を行ってきた。第24条逐条解説には「事態の変化に応じて必要に応じた検証を行うこと」と謳われているように、事態の変化に応じて検証ができたことは非常に有意義であった。検証の成果としては、第4条の逐条解説を新設、広聴活動を前進させ、広報協議会を広報・広聴協議会に拡充させることを挙げておく。

今後は、新たな議員が当選してきた際に、同条例及び定期的な検証の意義をどのように共有していくかが極めて重要である。今までの議会があるべき姿という認識を持つのではなく、事態の変化に柔軟に応じるための目的に沿った充実した検証を行っていくことで、市民にとっても私たち議員にとっても「議会」のあるべき姿を追求していかなければならない。

最後に課題を二点挙げ、会派総括意見とする。

<課題1>

今回の検証においても2016年の小金井市議会基本条例制定に関わった先輩各位や議会事務局担当者がいたことで、条例制定時の背景や協議状況を参考にして協議を進めることができた。しかし、今後、議会構成等が変わった際に当時の背景や協議状況をどのように共有していくかを検討する必要がある。あわせて、同条例に関わる研修会の講師の選任についても、今後の課題として挙げておく。

<課題2>

検証を求める会派提案については、個別具体事例が含まれた検証項目には適さないと考える提案が見受けられた。次回検証では、限られた時間で効率的な検証を行うため、議会が行う活動が条文の目的を達成しているか議論を重ねていきたい。

議会基本条例検証 の協議報告書		提出日:	2024年7月12日
		提案会派名:	子どもの権利
第2章	議会及び議員の活動原則	第4条	議論及び討議の保障
第1項		逐条	
提案 内容	「その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならぬ。」とする上で、合理的配慮の必要性が書かれていない。		
<p>2023年11月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「合理的配慮について」という括りで第3条、No.7と一緒に協議。「合理的配慮」としてまとめて記載した方が良く、前文に盛り込む、第3条で一つの項を建てる、第4条に第3項を記載、別の条を建てる、といった意見が出た。 ・次回の協議会で詳細な協議をすることになった。 <p>2023年12月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則と分けて具体的な事項について記述した方がいいのでは。出産育児などについても。 ・八潮市は多様性の尊重として条建てしている。 ・新たに条建てするのであれば、多様な議員の支援として、その中に合理的配慮も入れるといいのでは。 ・第3条の2とすると、後から入れたことが後々わかる。 ・第3条とは別のもの、という意味合いが大きくなる。 ・第3条の2の上に括弧で条項の意味を書くことは可能。 ・作り込みの大きな変更になる。今後も同様になっていくのでは。直近の法改正では枝番を整理する方向。 ・今後も全て枝番にするという決定ではない。 <p>2024年1月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出資料は杉並区議会と登別市議会を参考に作成。八潮市議会も参考にした。逐条解説がないとわかりづらいと思い、作成した。 ・「多様な性の在り方」は「性別」に直した方がいい。 ・議会の環境整備とした方が正確では。「出産・育児・介護等」といったことは逐条解説にしたほうがいい。積極的な合理的配慮に努める、ぐらいの柔らかい言い方にした方がいい。傍聴環境も入れることは賛成。「性別」という単純な言い方にすると、この間の提案の議論とは違ってくる。 ・(議会の合理的配慮、多様性の尊重)にしては、「性別」だけではない「多様な性の在り方」が必要。性別、とするのであれば性自認、性的指向も入れるべき。傍聴に関わることを条文にも記載した方がいい。 ・「多様な性の在り方」の方が包含できる範囲が広い。「議会の会議運営を行うにあたり」は、「議会の会議運営にあたり」で。「除去の実施について」は「除去について」でいいのでは。 ・委員会条例の改正の検討はまだ決まってない。 ・逐条解説の二つ目は議会として協議することで今後も同じ形かはわからない。議会として合意を得ていくことなので詳細に書かなくてもいいのでは。 ・逐条解説の3の同様の措置についてはどこまでやるのか。議会の基本条例と傍聴は切り分けては。 ・出産、育児、介護は条文に。八潮市議会の条例には条文に入っている。 ・原則に基づき合理的配慮に努める、としては。性自認にした方がいい。 ・傍聴者については傍聴規則で定めては。 ・議会基本条例にも傍聴者についての記述はある。第8条第2項。傍聴環境について基本条例で定めている。 ・合理的配慮を別に定めるのか、個々の条文に入れるのか。第8条第2項に合理的配慮を入れてはどうか。第3条のところに傍聴を含める必要はない。 ・第8条の逐条解説に合理的配慮を入れては。 ・合理的配慮の条文を作るのであれば、傍聴、陳情等の市民にも対応できる。 ・原則に基づき環境を整備する、としては。合理的配慮は障害のある人への対応。出産、育児、介護は別。 ・(議員の活動環境の整備)として、第1項に出産、育児、介護等とする。第2項に合理的配慮としては。 ・第3条の2で議会の環境整備、第3条の3で合理的配慮にしては。 ・第4条にした方がいい。出産育児介護は環境整備にして、合理的配慮は別で。 ・広い意味での環境整備としては同じ条にして第1項、第2項などに。 ・議会基本条例は具体的にすぎず、理念条文的に作ってきている。 <p>2024年3月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案3がいい。(9会派) ・案2が妥当。合理的配慮とは障がいのある方の社会的障壁を取り除くこと。合理的配慮と議会の環境整備と分けて整理した方がいい。→案3も検討する。持ち帰る。 			

協議の経過（主な意見等）

- ・条建てにしてずれても他の条例に影響はない。
- ・「議会の合理的配慮及び環境整備」というタイトルでどうか。
- ・今までは逐条解説だったので条文を解釈する上で幅広く詳細に書くことはいいが、「出産・育児・介護」というのは外形的に決まったことを対象にしているが、「多様な性の在り方」は内心も関わる。議会としては関係がないのでは。ハードとソフトが混在している。逐条解説の中で触れるのは良い。
- ・「性別」と書くかそうではない表記かという議論が他にもあった。「年齢、性別、多様な性の在り方」として、「性別」を追記してはどうか。
- ・「性別」の中に「多様な性の在り方」が含まれる。
- ・「多様な性の在り方」で良い。
- ・性別と性自認が異なるので、どちらも書く方がいい。
- ・生物学的に二つの性しかない、という社会ではなくなっている。性別だけでは内包できない。
- ・社会的通念を含めているのがジェンダー。性別だと概念を狭めてしまう。
- ・多様な性だと性の範囲を超えてしまう。議員が議会活動する環境整備の中で、TやQは関係するが、LGBは内心の問題。どんな指向を持っていても関係ない。条文ではなく踏み込んだものが逐条解説にあってもいいが、条文には相応しくない。
- ・性別や表記によって議員の活動には支障はないと言い切れない。
- ・「多様な性の在り方」で一致してきたのでは。逐条解説に入れるということで一致はしてきた。経過は。
- ・条文にするというときから性別で、と言っていた。逐条解説の中でうたうのは悪くないが、条文ではより大きなくりで。
- ・前期は条文では一致しないが逐条解説で一致だったのか。
- ・元々、条文には逐条解説に関係するものはない。同じ内容で条文に格上げにするとしたら条文らしい表現が必要。
- ・条文だどこに入れるのが相応しいかということで時間切れになり逐条解説になった。申し送りとしては条文に入れるということだった。
- ・逐条解説を条文に格上げすることが申し送りではなく、逐条解説に対応する条文がないということだった。
- ・最初の提案は「性自認及び性的指向」だった。そこから「多様な性」という文言に変わっている。条文の中に入れたいという提案だったが時間切れでその時点での到達点としては、第3条の中に含めるか新たな条にするか。
- ・一致が「多様な性の在り方」だった。検証結果報告書では、対応する条文の変更の協議が必要。
- ・第2項は「すべての議員が不自由なく活動できる環境整備に努める」といった表現にして、逐条解説で。またはカテゴリー別の表記にするなど。
- ・第2項では大きく、「議会活動できる環境整備に努める」とし、他は逐条解説で。
- ・性の考え方、ありよう。性的指向だけではない。
- ・性別を男女だけにすることで傷つく人もいる。
- ・「性」というだけではどうか。
- ・SOGIであれば全てを包含できる。
- ・条文で一致が難しい。逐条解説だいいのでは。
- ・条文で限定列挙するより、新たなものがあれば逐条解説に入れていける。
- ・逐条解説に入れたが、それに合う条文がない。
- ・申し送りの状況を共通認識にした方がいい。別条の議論もあった。条文を変えていくという議論はなかった。「多様な性の在り方」がどうかという議論になっている。せつかくまとまった逐条解説ではあるが、元は条文に入れることはなかったか。「多様な性の在り方」や、「出産・育児・介護」も一致してきたこと。共通認識ではないことを条文に載せるのは良くない。
- ・具体的事例を入れ込んでおきたい、という意見と、条文には簡略にするべきという意見がある。
- ・「多様な性の在り方」で一致は難しい。条文については一致する方向で。
- ・第2項の逐条解説で一致するか。
- ・条文をシンプルにするとすれば、「議会は多様な立場の議員が働けるように環境整備をする」として逐条解説はそのまま。
- ・すべての議員がその人に寄り添った環境整備に努めることにする。そして逐条解説で色々述べるのはどうか。
- ・ある程度、逐条解説にあるものが条文にわかりやすく掲げていた方がいい。「すべての議員が不自由なく議会活動できる環境整備にする」というのをもう少し詳しくできないか。
- ・環境面と内面は分けて考えてはどうか。二つにグループ分けする。
- ・大枠で括って、解説で詳しく。「様々な世代、立場の議員がそれぞれの違いを尊重し合い、議会活動できる環境整備に努める。」
- ・「すべての議員が不自由なく、価値観と特性を認める。」
- ・「すべての議員が個々のライフステージや違いを認め合い、議会活動ができる環境整備に努める。」
- ・違いがなんの違いかがわかりづらい。個々の違いか。わかりづらいので違いをわかりやすく。
- ・尊重し合うことと認め合うことは違うのでは。
- ・「すべての議員が個々の状況や特性を認め合い、議会活動できる環境整備に努める」→持ち帰る。
- ・逐条解説は元々あったもので。
- ・比較表では反映されていないものがある。実施ではなく努める、など。修正する。第2項はまとまったので逐条解説の案を作る。
- ・新4条で一致。

協議の経過（主な意見等）

2024年4月15日

- ・新4条の第2項と逐条解説3について(一致)
- ・第1項(1)について。合理的配慮については、本人から配慮が必要と申し出た時に建設的な対話を重ねて共に解決策を作ることが望ましい。
- ・逐条解説については指摘を受けて一般的な形「議会として協議し」に変えた。
- ・これまでの実施をもとにしてまとめたものではある。「適切な対応を講じる」を膨らませるというイメージか。
- ・実際の今の運営とは違うのでは。これまでは本人からの要望を受けての協議をしていた。
- ・一般的な考え方である。
- ・基本条例の中では「議会の運営にあたり」、ということを書いている。陳情、請願など。議員の場合は本人とのやりとりをしながらということか。具体的なイメージは。
- ・(1)の合理的配慮等の等は？本人の意思以外のことについては？例えば布担架の使用など。本人の意思を尊重する場合、本人がいない場合はなしとなるのか。逐条解説について、議員からの要望以外、他の議員が気づいたことなどの合理的配慮も必要では。
- ・(1)は登別市議会を参考に作成。(1)は議員本人が対象。(2)は市民。
- ・(2)は傍聴環境も含めた社会的障壁の除去であれば、それがわかるようにした方がいい。
- ・第1項、「議会は、前条の活動を保証するため～」と主語をつけた方がいい。
- ・第2項、「議会は、すべての議員が個々の状況や特性と認め合い～議会活動できる環境整備に努める」とする方が良い。
- ・(1)「等」はなくてもいいのでは。本人の意向確認をする上で対話をしていくことは必要。本人の意思をどう確認していくのかというときに「対話」を入れても良いのでは。
- ・第1項と第2項を逆にしてはどうか。「合理的配慮を要する議員本人の意思を尊重し」「講じる」ではなく「努める」。(2)「会議の運営に」と市民をイメージするのであればその言葉を。
- ・(2)は杉並区議会を参考にしていた。「会議運営にあたり」でいいのでは。市民の参加についても何かを。
- ・第1項と第2項を逆にするのはみなさんの合意があればそれでもいいのでは。「等」はとっていいのでは。
- ・全体の環境整備先にした方がいい。逐条解説は3が最初になるのでは。「建設的な対話」については条文がいいのか、逐条解説がいいのか。
- ・今の運営をもとに作った条文だった。「建設的な対話」については逐条の方に入れてはどうか。
- ・逐条解説1の「合意を得て実施」が建設的対話のことではないか。
- ・逐条解説1に「議会として協議し、本人との建設的な対話を含め合意を得て実施します」
- ・対話の部分は逐条解説でいいのでは。建設的、という言葉を入れなくてはならない理由は。
- ・一緒に解決策を検討するのは当然。原則に基づくのであれば「建設的な対話」が必要。
- ・「協議し合意を得る」の文言の方が受け入れやすいのでは。
- ・今実施されていることをもとに書いてある。議会としては会派と協議している。本人の要望を見ながら確認をして進めている。会派の中で本人に確認をすることはあるが、「議会として協議」については議会の中の協議である。
- ・当事者の思いはヒアリングなどから出てくるのでは。建設的な対話を持ってこの間進んできたのでは。これまで行われてきたのでは。直接、当事者が話す場面はなかったのでは。
- ・原則という言葉に引っ張られていたが柔らかな言葉で伝える場合は議会として協議する、でいいのでは。
- ・これまでは、本人から要望があって確認してきて進めているのでは。会派の中で揉んでいるわけではないのでは。他の議員からの提案はあったがそこには本人は参加してなかった。
- ・会派の声を代表しているのでは。会派として届けているのでは。
- ・議員本人の名前での要望ではあったが、幹事長と議員本人と事務局とで相談して、ということだったので、会派としての要望と見ていた。当事者と幹事長と事務局で意向を掴んでもらった。その上で四者協議にて検討して行った。
- ・本人の意思が尊重されることが大切で、それをもとに前向きな議論ができることが重要。
- ・会派として活動ではあるが本人との建設的な対話、ということについては、条文には尊重する、原則としては「建設的な対話」を入れた方がいいのかどうか。
- ・平易な言葉で書くとしたら、議会として協議し合意を得る、でいいのでは。
- ・「合意」は議会と当事者間のことでは。
- ・合意は議会全体なので、本人も含めたものである。
- ・(1)も(2)も「議会は」が主語になる。「等」はとる。(1)「議会は、合理的配慮を要する議員本人の意思を尊重し、適切な対応に努める」、(2)「会議の運営に当たり、社会的障壁等の除去について、必要かつ合理的な配慮に努める。」対市民についてわかりやすくなった方がいい。
- ・「議会に係る市民に対しても社会的障壁等の除去について～」のようにしてはどうか。
- ・「会議運営」ではなく「議会運営」としてはどうか。議会としての活動全部を指す。
- ・第8条第2項とは被らないのか。市民の環境整備は入っている。
- ・「会議運営」というよりも「議会の市民参加」としては。
- ・「市民が参加するにあたり」「市民が参加しやすいよう」
- ・市条例は市の他の条例も包含する。他の条例との兼ね合いを事務局が確認したい。
- ・第1項の主語に「議会は」と入れるので、「前条の活動を保障するために」は入れなくていいのでは。
- ・「前条の活動を保障するために」は重要では。
- ・第3条は議会の活動原則で、(2)には市民が入るので、「前条の活動を保障するために」を取った方が整合性がとれる。
- ・「前条の活動及び市民参加を保障するため」としては。

協議の経過（主な意見等）

- ・市民参加の保障まで言うのはどうなのか。議会の環境を整備するので議会がメイン。
 - ・「前条の活動を保障するために」は取る。
 - ・新4条第1項及び第2項の条例、第2項の逐条解説については、次のとおり確認した。
- <条例> 議会は多様性を尊重し、積極的な合理的配慮に努める。
- (1) 合理的配慮を要する議員本人の意思を尊重し、適切な対応に努める。
- (2) 市民が参加しやすいように、社会的障壁等の除去について、必要かつ合理的な配慮に努める。
- 2 議会はずべての議員が個々の状況や特性を認め合い、議会活動できる環境整備に努める。
- <逐条解説> 全ての議員が、出産・育児・介護等と両立できるよう、また、年齢、多様な性の在り方、障がいの有無や程度、文化的な違い等を認め合い、議会活動できる環境整備に努めます。

2024年6月12日

- ・事務局で文言を審査中。「合理的配慮に努める」と「合理的な配慮」の整理。義務規定の書き方。新条にする場合、議会の条例及び要綱の引用条文に条ずれが生じることから、条項の精査が必要。市の条例は差別解消条例に包含される。本体条例が改正された場合は他の条例にもかかる。
- ・第2項第2号の「市民が参加しやすいように」は、「社会的障壁等の除去」の後にきた方がいいのでは。
- ・元々は「議会の会議運営に当たり」という条文だったが、わかりにくいので「市民が参加しやすいように」に変更した。
- ・事務局が事務的な整理の中で変更があれば提案があると思うのでその際に判断すればいいのでは。
- ・そのままの文言にする。（一致）
- ・他のものに影響するのであれば第3条の2にしてはどうか。
- ・市の他の条例に影響するのであれば難しいと考えていたが、議会の要綱などには影響すると考えていた。どのくらいの影響があるのか。
- ・議会基本条例第7条、第12条、第17条が他のものと紐づいているので、事務的には精査が必要。（事務局）
- ・ある程度想定してこのような形になってきた。一旦は変えるべきところを変えて精査してはどうか。
- ・議会基本条例に基づくものは議会内部のものではないか。議論を重ねてきたものなので、このままでどうか。
- ・新4条の方向でいく。（一致）

持ち帰りとなった内容

2023年11月16日

- ・合理的配慮について、どこにどのように記載するか。

2023年12月8日

- ・第3条の2とするかどうか。どの場所に入れるか。条文(子どもの権利が案を作成)。第3条の逐条解説②を入れて条文を作る。

2024年1月22日

- ・条の追加について。項と号の違い。1項に1号しなくてもいいか。枝番を増やしていくこと。事務局に確認してもらう。比較表を作ってもらいたい。

2024年3月7日

- ・「議会の合理的配慮及び環境整備」というタイトルで案3でいいか、日本共産党が持ち帰る。
- ・第2項「すべての議員が個々の状況や特性を認め合い、議会活動できる環境整備に努める」→全会派が持ち帰る。
- ・条文の整理、逐条解説を整える。（子どもの権利）

2024年4月15日

- ・正副座長、事務局が条文の確認をする。

2024年6月12日

- ・事務局が条項の精査をする。

提 案 ・ 報 告 事 項

2023年12月8日

- ・持ち帰りで出された意見としては、第3条が4会派、第4条が2会派、新規が3会派、その他が1会派。
- ・合理的配慮をどこかに位置付ける。(一致)

2024年1月22日

<資料提出>

- ・合理的配慮に関する条例案文(子どもの権利)

2024年3月7日

<資料提出>

- ・議会の合理的配慮及び環境整備の条項の比較について(正副座長)
- ・案3で概ね一致になりそうだと、第1項は合理的配慮、第2項は議会の環境整備として申し送りされていた逐条解説に対応する条文を作成。

2024年4月15日

<資料提出>

- ・合理的配慮に関する条例案文、逐条解説(子どもの権利)

2024年6月12日

<資料提出>

- ・合理的配慮に関する条例案文、逐条解説(子どもの権利)

<h1 style="text-align: center;">議会基本条例検証 の協議報告書</h1>			2023年11月24日
		提案会派名:	子どもの権利
第2章	議会及び議員の活動原則	第7条	会派
項		逐条	逐条解説④
提案内容	<p>「会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以内。」合理的配慮の上で変更点がある。</p> <p><逐条解説の修正案(下線部を追加)> ④議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議(会派間の協議を行う場)への全会派の出席、本会議及び委員会での発言機会(会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間以内。なお、合理的配慮の観点から1時間以内に限らず必要な対応を行う。委員会では会派の人数による時間制限は設けていないなど)において、会派の構成人数で不平等が生じないように定めています。</p>		
協議の経過(主な意見等)			
<p>2023年11月16日</p> <p>・概ね、賛同を得たが、合理的配慮のまとめのところで一緒に協議することになった。</p>			
持ち帰りとなった内容			
提案・報告事項			

議会基本条例検証 の協議報告書		提出日:	2024年5月17日
		提案会派名:	日本共産党
第3章	市民と議会の関係	第9条	市民の声を反映させる議会
第1項			
提 案 内 容	委員会で市民との意見交換の場を設けることができるとされているが、実際には行われていない。活用できるように具体的な運用についての検討が必要だと思う。また、条文上も「議員は」を「議会は」もしくは「及び議会は」などとして議会として市民の意見を聴くことをより明確にしたほうがいいのではないか。		
協 議 の 経 過 (主 な 意 見 等)			
持ち帰りとなった内容			
2024年1月22日 ・議会基本条例策定の際、「議員が聴く」となった経過について報告する。(日本共産党)			
2024年3月7日 ・次回に各会派からの意見表明をしてもらうことになった。			
2024年4月15日 ・意見表明については、2会派が欠席したので次回行うこととした。			
提 案 ・ 報 告 事 項			

議会基本条例検証 の協議報告書		提出日:	2024年4月1日
		提案会派名:	日本共産党
第3章	市民と議会の関係	第10条	公聴会制度及び参考人制度を活用する議会
提案 内容	「議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努めるものとする」と条例で規定している。公立保育園の廃園の条例審査で、参考人招致を決めたものの、前市長がその決定を無視して専決処分を行った経過がある。個別的な内容を検証することは本協議会にはなじまないと考える。しかし、議会の最高法規で積極的に活用していることを尊重されなかったことについて、議会として何らかの意思を表明すべきである。検証の報告書などで、この点を記述する必要がある。		
協議の経過（主な意見等）			
提案・報告事項			
持ち帰りとなった内容			
2024年3月7日 ・保留として最終段階で議論する。			
提案・報告事項			

議会基本条例検証 の協議報告書		提出日:	2024年4月3日
		提案会派名:	正副座長
第3章	市民と議会の関係	第11条	広報活動及び広聴活動
		逐条	
提案 内容	第11条第1項の条文には「広聴活動の充実に努めなければならない。」とあり、逐条解説②には「なお、広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議していきます。」とうたわれています。 現状、前期から「議会に対する市民からの意見・要望についての対応」が試行実施されていますが、条例の目的は達成できているか、また、できていないと思われる場合は、広聴活動について、どこでどのように議論していくべきであるとお考えになりますか。		
協議の経過（主な意見等）			
持ち帰りとなった内容			
提案・報告事項			
2024年3月7日 ・広聴活動を進めることとし、広報協議会を広報広聴協議会に拡充する。議会運営委員会で決定する。（一致）			

議会基本条例検証 の協議報告書		提出日:	2024年1月9日
		提案会派名:	日本共産党
第4章	市長と議会の関係	第14条	市長報告
		逐条	逐条解説
提案 内容	重要事項や市の重要方針について、新たな内容や改定など市長報告するよう逐条解説等で整理する。		
協議の経過（主な意見等）			
2023年12月8日 ・具体的な内容を提案してほしい。			
持ち帰りとなった内容			
2023年12月8日 ・具体的な内容を提案してほしいとの意見について、次回にその内容を示すことになった。			
提案・報告事項			
2024年1月22日 ・逐条解説を「場合によっては議会として重要かつ必要と判断した事項については」を「過半数の議員が重要かつ必要と求めた事項については」と変更する。開催の要件を明確にした方がいいと考える。			

議会基本条例検証 の協議報告書		提出日:	2024年1月9日
		提案会派名:	日本共産党
第4章	市長と議会の関係	第15条	全員協議会
		逐条	逐条解説
提案 内容	全員協議会の開催の判断は議長に委ねられているが、市長からの申し出、議員からの開催の要請などがあった場合により、それらを尊重して開催できるように条文または逐条解説を整理する。		
協議の経過（主な意見等）			
<p>2023年12月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な内容を提案してほしい。 			
持ち帰りとなった内容			
<p>2023年12月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な内容を提案してほしいとの意見について、次回に示すこととなった。 			
提案・報告事項			
<p>2024年1月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> 逐条解説について、「また、全員協議会は、市長からの依頼又は議員から要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています。」を「また、全員協議会は、市長からの依頼又は議員からの要請があった場合に開催しますが、会派代表者会議などで検討を行います。」に変更する。開催の判断を議長の判断にすべて委ねることは見直した方がいいと考える。 			

議会基本条例検証 の協議報告書		提出日:	2024年2月20日
		提案会派名:	子どもの権利
第7章	条例に関する研修及び検証	第23条	条例に関する研修
項		逐条	
	補欠選挙の後には、本条例に関する研修は行わないのか。		
協議の経過（主な意見等）			
<p>2023年11月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね、補欠選挙の後にも研修は必要という意見が多かった。 運用としては議会事務局が研修をすることを確認。 条文で整理してはどうか、議会事務局で「選挙」の書き方の確認をした上で正副座長案を出してはどうか。 条文と齟齬がある場合は補欠選挙について記載すべきではない。 「初めて」を取ってはどうか。 条文を提案してから逐条解説を協議。 <p>2023年12月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般選挙及び特別選挙にしてはどうか。 正副提案(1)の改正条例と現行の逐条解説がいいのでは。 正副提案(1)の改正条例はいいが、改正逐条解説だと補欠選挙後も全議員が対象になるのはどうなのか。 正副提案(1)の改正条例にすると、改正逐条解説に補欠選挙の場合、初めて当選した議員が対象になることを正副提案(1)の条例本文に「当該選挙で初当選した議員を対象に」と追加してはどうか。 条文から「全議員対象に～」を取って、逐条解説に移してはどうか。 それぞれの選挙を経た議員が対象になるのでは。逐条解説も同様。任期開始の前に「それぞれ」と入れる。 条文には「一般選挙も補欠選挙後も研修を行う」と入れればいいのか。運用は逐条解説で補う。「初めて」の認識はどうなのか。 条文からは「選挙」を取って「任期開始後」として、正副提案(3)の逐条解説としてはどうか。 任期開始が議員としての任期なのか、委員としての任期なのか。 「小金井市議会議員の任期開始後」としてはどうか。 正副提案(1)の改正条例と現行の逐条解説から「初めて」をとるのがいいのでは。 条文に沿った逐条解説にすると全議員対象になるのでは。 正副提案(1)の改正条文で、逐条解説が全議員対象とはならない。 <p>2024年1月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例案、補欠選挙も「任期開始後速やかに」でいいのでは。 現行の逐条解説に入っている。 条例案の(補欠選挙の場合は、適宜)を削除してもいいのでは。 「補欠選挙」ではなく「特別選挙」にしては。 「適宜」ではなくわかりやすい表現で。 逐条解説の(補欠選挙で当選した議員には、適宜、研修を実施)を取ると、全議員が対象になるのでは。 「選挙を経たものは」としては。 条文は主語が「議会は」となっているが逐条解説は主語が「議員は」と読める。 一般選挙と特別選挙を合わせて全て、「選挙」としていいのでは。 条例は()を取っていいか確認する。逐条解説はどうするかは検討。全議員が対象になるかどうか。「全議員を対象」を取ることもありうる。 一般選挙または補欠選挙、で一致しているのでは。 補欠選挙等にしては。 増員選挙の時はやらなくてもいい、ということになる。 研修を禁止されているわけではない。 特別選挙にした方がいい。再選挙や増員選挙には対応しなくていいことになる。 条文に特別選挙(補欠選挙、増員選挙、再選挙)としては。 条文に細かな説明は馴染まない。逐条解説に細かく書いてはどうか。 条文には選挙として、逐条解説で説明。 「選挙」とすると、国政選挙も含めすべての選挙が含まれる。 小金井市議会議員選挙としては。 増員選挙も再選挙も全議員が選挙となる。補欠選挙は一部の議員の選挙となる。 			

持ち帰りとなった内容

2023年11月16日

・どういう経緯でこの記載になったのかを確認して正副座長案を提案。

2023年12月8日

・議会で一致した点の認識の違いがあり、事務局で持ち帰りになった。

2024年1月22日

・条文は「選挙」とすることで差し支えないかを、事務局で持ち帰りになった。また、正副座長と事務局が条文に合わせて逐条解説を作成することになった。

提案・報告事項

2023年12月8日

<資料提出>

・第23条(条例に関する研修)に関する調査結果及び改正案について(正副座長)

<配布資料>

・「合理的配慮の必要性<No.3>」に対する会派の意見について

・補欠選挙の後に研修を実施する。(一致)

・逐条解説の「初めて」を取って、「補欠選挙で当選した議員」とする。再選の議員も研修を実施する。(一致)

2024年1月22日

<資料提出>

・第23条(条例に関する研修)に関する改正案について(議会事務局)

・条例案の(補欠選挙の場合は、適宜)は削除する。(一致)